

# 北海道からの道州制特区提案に係る対応について【総括表】

参考資料3

(○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの)  
(△は検討を継続するもの)

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

内閣官房副長官補室

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
①	指定都市等の要件設定権限の移譲	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知</li> <li>・ 将来の道州制における基礎自治体のあり方に関する議論を踏まえて継続検討</li> </ul>
△②	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	国土交通省	国直轄事業のあり方については、地方分権改革や道州制の議論等を踏まえて継続検討
③	道道管理権限の町村への移譲	国土交通省	地方分権改革推進要綱（第1次）に基づき検討の上、全国的に措置
④	福祉運送サービスに係る規制緩和	国土交通省	規制緩和の問題として、運用変更で全国的に措置
⑤	コミュニティハウスの制度創設	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知を発出し、「コミュニティハウス」事業を推進</li> <li>・ 実施状況を踏まえ、社会福祉法の見直しの中で制度化を検討</li> </ul>

(第2次提案 平成20年4月2日提出)

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
△①	国土利用の規制権限等の移譲（財源移譲を要望）	農林水産省	農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討

## 北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1	<p style="text-align: center;">指定都市等の要件設定権限の移譲</p> <p>(内容) 基礎自治体への事務・事業の移譲を積極的に推進するため、指定都市、中核市、特例市、市の要件、及び指定都市等の指定に係る手続について、条例により道独自に決めることができるようにする。</p>	総務省	<p>現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知</p> <p>将来の道州制における基礎自治体のあり方に関する議論を踏まえて継続検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度においても、都道府県の判断で、その権限に属する事務の一部を、条例により定めることで、指定した市町村に対して包括的に権限移譲する仕組みを設けることは可能である旨を、文書により通知する</li> <li>・ 将来の道州制における基礎自治体のあり方に関する議論を踏まえて、道州制の制度設計の議論の中で検討</li> </ul>
2	<p style="text-align: center;">維持管理費に係る 国直轄事業負担金制度の廃止</p> <p>(内容) 国と地方公共団体の役割分担の明確化のため、国道、一級河川、都市公園の国直轄事業について、その維持管理費を道に一部負担させることを廃止する。</p>	国土交通省	<p>国直轄事業のあり方については、地方分権改革や道州制の議論等を踏まえて継続検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国直轄事業のあり方については、地方分権改革や道州制の議論等を踏まえて継続検討。</li> </ul>

## 北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	<p style="text-align: center;">道道管理権限の町村への移譲</p> <hr/> <p>(内容) 町村が主体となって道道と町村道を一体的に管理することができるよう、道道の管理を町村においても行なえるようにする。</p>	国土交通省	地方分権改革推進要綱（第1次）に基づき検討の上、全国的に措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方分権改革推進要綱（第1次）において、「町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする」こととされているところ。</li> <li>・ 同要綱に基づき、町村による都道府県道の管理のあり方について引き続き検討を行った上で、平成21年度中に策定予定の地方分権改革推進計画において、事務移譲の具体的な内容等を明らかにすることを予定。</li> </ul>
4	<p style="text-align: center;">福祉運送サービスに係る規制緩和</p> <hr/> <p>(内容) 広域分散型の地域構造や急速な高齢化などの道の実情に対応するため、福祉有償運送について、発地及び着地のいずれもが運送の区域外でも運送できるようにする。</p>	国土交通省	規制緩和の問題として、運用変更で全国的に措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め設定された運送の区域と関連が認められる一定の運送については、特例として運送を認めることとし、通達の所要の改正等を平成21年度速やかに行う。</li> </ul>

## 北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
5	<p style="text-align: center;">コミュニティハウスの制度創設</p> <p>(内容) 地域におけるあらゆる生活上の課題を解決するため、総合的な支援を行なうための拠点となるコミュニティハウスに関する制度を創設し、その運営事業を社会福祉法に位置付ける。</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知を発出し、「コミュニティハウス」事業を推進</li> <li>・実施状況を踏まえ、社会福祉法の見直しの中で制度化を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フレキシブル支援センター」を推奨する通知を各都道府県に発出し、その先行事例である「コミュニティハウス」事業を推進。</li> <li>・「コミュニティハウス」の制度化については、実施状況を踏まえ、関係者の意見も聞きながら、社会福祉法の見直しの中で検討。 なお、平成12年社会福祉法改正法附則により「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨規定されている。</li> </ul>

### (第2次提案 平成20年4月2日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1	<p style="text-align: center;">国土利用の規制権限等の移譲 (財源移譲を要望)</p> <p>(内容) 土地の利用及び保全に関して、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整することができるよう、全国的な統一性の確保などを名目として未だ国に残っている農地転用許可権限や民有保安林の指定・解除権限等を道に移譲する。</p>	農林水産省	<p>農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第171回通常国会に農地法等の一部を改正する法律案を提出したところ。</li> <li>・上記法律案の附則において、法施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、当該規定に基づき対応する。</li> </ul>